

報告第3号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月16日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

項 目	内 容
発生日時・場所	令和8年1月4日 午前11時50分頃 飛驒市古川町寺地 [REDACTED]
事故の概要	市が運行委託しているバスが、対向車とすれ違う際に路面凍結によるスリップで衝突した。この事故により、相手方車両前方右側に接触し、破損させた。
相手方	飛驒市 [REDACTED] [REDACTED]
相手方損害額	738,133円
市の過失割合	50%
損害賠償金	369,067円
内 保険金	369,067円
訳 一般財源	0円
専決年月日	令和8年3月18日 専決第3号